西伊豆町商工会特産品販路拡大支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本町の特産品等の販路拡大を促進することで、本町経済の活性化、雇用の継続等を図るため、特産品等を製造又は販売する事業者が行う国内外の商談会等への出展に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（定義）

第２条　商談会等とは、製品、製品見本、カタログ等の展示を伴う商談会又は見本市、物産展、博覧会等をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に本店又は主たる事業所を有している者とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国内外において開催される商談会等とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、商談会等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費とする。

２　前項の規定に関わらず、当該補助金以外の補助金等（この項において「他の補助金等」という。）の交付を受けるときは、当該他の補助金等の額を差し引いた額を補助金対象経費とする。

（補助率等）

第６条　前条に規定する補助対象経費に係る補助率等は、次の表のとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助率 | 1事業者の補助金の上限額 | １事業者申請回数 |
| 国内外の販路拡大事業 | ２/３ | 300,000円 | 通算して補助金の上限に達するまで |

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ特産品販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）収支予算書（様式第２号）

　（2）商談会等の概要等を確認できる書類

　（3）その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の通知）

第８条　会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、特産品販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助金の交付を受けようとする者は、事業完了後速やかに、特産品販路拡大支援事業実績報告書（様式第４号）に次の号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

　（1）収支決算書（様式第５号）

　（2）補助対象経費に係る領収書等の写し

　（3）補助対象事業実施を証する資料及び写真

　（4）その他会長が必要と認める書類

　（補助金の確定）

第10条　会長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、特産品販路拡大支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

　（補助金の請求）

第11条　補助金の交付を受けようとする者は、確定通知書を受領したときは、特産品販路拡大支援事業補助金交付請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

　（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第12条　会長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　（1）この要綱に違反したとき。

　（2）この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する